

(1) 事業について

| 質問  |                                 | 答え   |
|-----|---------------------------------|--|
| Q 1 | 研修期間中の支援について教えてください。            | 研修期間中は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の研修生として採用されますが、あくまで研修生ですので機構とは雇用関係はありません。研修期間中の支援として国の就農準備資金の交付の要件(就農時の年齢50歳未満、前年世帯所得600万円未満等)を満たす者には、月額12万5千円(1年につき最大150万円。最長2年間)の交付を受けることが可能です。<br>就農準備資金の交付が受けられない場合には、県の支援策により月額10万円の交付を受けることが可能です。 |
| Q 2 | 就農準備資金の交付時期について教えてください。         | 就農準備資金の対象となった場合は、前年所得が確定し、所得証明を提出可能な6月以降に審査を行いますので、交付時期は早くても7月以降になる予定です。また、年間交付額を2回に分けて交付を行うため、1回の交付額は75万円となります。<br>県の支援策を受ける場合も、原則、就農準備資金の交付時期に合わせて、1回60万円の交付を行う予定です。   |
| Q 3 | 就農準備資金を受給した後、就農しないと返還の義務はありますか？ | 国の就農準備資金の交付を受けた者については、別紙第5の1の(4)のとおり一部または全部を返還していただくこととなりますので、内容について十分に確認をお願いします。<br>※なお、就農準備資金の交付が受けられない場合の県の支援制度についても同様の取り扱いとなります。   |

(2) 応募について

| 質問  |  | 答え  |
|-----|--|---|
| Q 1 | 申込みに必要な書類、具体的な申込手続について教えてください。             | 募集要項の内容をご確認いただき、「アグリスタート研修生 申込書」に必要事項を記入の上、応募期間内に機構まで郵送(必着)又は持参してください。<br><br>※募集要項と申込書の様式は、当機構まで連絡をいただければ郵送させていただきます。<br>※申込書様式は機構ホームページからのダウンロードも可能ですので、ご活用ください。<br>※鳥取県東京本部、関西本部、名古屋代表部にも設置しておりますので、お近くにお住まいの方は、そちらで入手いただくことも可能です。 |
| Q 2 | 研修生決定までには、どのくらい時間がかかりますか？                  | 書類選考、面接選考を経て、前期募集については9月上旬、後期募集については12月上旬には研修生を決定する予定です。  |
| Q 3 | 申し込みまでに一度鳥取を訪問して、どういう所が見たいのですが、何か機会がありますか？ | 募集期間内に、当機構で機会を設定することはありませんので、申し込みまでに訪問を希望される場合は、各自で対応いただくこととなります。なお、訪問の上、農業体験などを実施してみたい等のご希望がありましたら、相談を承りますので、鳥取県農業経営・就農支援センター(鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課内。以下、支援センター。)までお問い合わせください(体験先への予約等の連絡は、直接していただく場合がありますので、ご了承ください)。                   |
| Q 4 | 農業体験がまったくくないのですが、大丈夫でしょうか？                 | 農業は実際にやってみると想像するのとでは、印象が大きく異なるものです。いざ研修が始まって、体力がついていかず研修をリタイアされる研修生もあることを考えますと、なるべく応募前(あるいは研修開始前)に希望品目の作業を短期間でも経験なさることをお勧めします。農業体験を希望される場合は、相談を承りますので、支援センターまでご相談ください。  |
| Q 5 | 研修を希望する作物や場所等を具体的に決めていなくても応募できますか？         | 研修では、地域の先進的な農家のもとで実践的な研修を行っていきますので、事前に就農相談の中で具体的な就農品目と就農地域を決めていただくことが必要です。このため、目指す農業の姿や、就農予定地域での農地の確保の見通し、経営発展していける環境が整っているか等、じっくりと検討していくことが重要です。また、農地の確保や、フォローアップ体制について、関係機関等へ確認することも大切です。事前に、支援センターの就農相談員へご相談ください。                  |
| Q 6 | 就農した人の話を聞ける機会がありますか？                       | 支援センターが主催する農業視察研修では、新規就農者の取り組み事例などを視察し、体験談や就農準備に関するアドバイスを直接聞いていただくことができます。<br>農業視察研修以外でも新規就農者の話を聞いてみたい方は、随時、支援センターの就農相談員へご相談ください。   |

(3) 応募資格について

| 質問  |                            | 答え  |
|-----|----------------------------|---|
| Q 1 | 保証人は必要ですか？                 | 不要です。   |
| Q 2 | 年齢制限・性別制限はありますか？           | ありません。  |
| Q 3 | 鳥取県内に住んでいますが、応募できますか？      | できます。   |
| Q 4 | 学校を卒業したばかりですが、応募資格はありますか？  | あります。   |
| Q 5 | オートマチック限定免許では、どうしてだめなのですか？ | 研修中、研修農場等での作業において運転されることとなる軽トラックのほとんどがマニュアル車であるためです。<br>なお、応募段階でオートマチック限定免許であっても、研修開始までに限定解除される意思のある方は、応募を受け付けます。         |
| Q 6 | 夫婦2人で研修を受けることができますか？       | ご夫婦お2人がそれぞれ研修事業に応募していただくことは可能ですが、選考の結果、どちらかお1人のみ研修生として採用させていただくことになる場合もあります。また、お2人を採用する場合であっても、同じ研修先になるとは限りませんので、ご了解ください。 |

(4) 研修中の待遇について

| 質問  |   | 答え   |
|-----|---|--|
| Q 1 | 健康保険や年金について教えてください。                           | 研修中は、当機構研修生として先進農家へ派遣します。当機構と研修生は雇用関係はありませんので、健康保険・年金については、個人で国民健康保険、国民年金に加入する必要があります。   |
| Q 2 | 傷害保険等の加入について教えてください。                          | 研修生の研修中の自身の傷害や受入れ農家の機械等の損害賠償についての農業研修生総合保険等への加入を研修生の決定の条件とします。   |
| Q 3 | 農作業等の研修条件を教えてください。                            | 機構は、研修先と研修指導契約を締結し、機構と研修先の農作業等の研修条件の適用範囲について取り決めを行います。<br>研修生は機構の研修生の身分で、研修先では従業員と同様の作業体系の中で就業します。研修先には研修時間を176時間/月を基準として受け入れをお願いします。  |
| Q 4 | 研修時間は受入先の就業時間によってなっていますが、具体的な研修時間はどのようになりますか？ | 受入先の研修農場や作目等により、就業の時間が異なりますので、受入先に合せた研修となります。ただし、研修生の研修時間は1ヶ月間で176時間を基準としていますので、研修先の協力を得て、その範囲内で研修することとなります。<br>なお、それぞれの作目や季節により、農作業の時間配分が異なります。<br>例えば、夏期の野菜では、朝5:00～8:00、9:00～11:00、16:00～18:00作業で1日7hr、月25日間の研修。冬期の野菜では、朝8:00～12:00、13:00～17:00作業で1日8hr、月22日間の研修というように、作目や作業内容、季節によって1日、1ヶ月の就業パターンが異なります。 |
| Q 5 | 農繁期にはこの限りではないとは、どのようなことをいうのですか？               | 平常の時期には、研修時間の目安を決めて日々の農作業を行います。農繁期の忙しい時期には、1日の作業を終えるのに平常時より多くの時間を研修しなければならないことから、「農繁期にはこの限りでない」としています。<br>しかし、いずれにしても、1ヶ月で176時間の研修時間となるよう時間調整を行います。  |
| Q 6 | 受入先の休日カレンダーによるとは、どのような意味ですか？                  | 受入先や部門により、研修時間、研修日数がそれぞれ異なりますので、受入先農家等のカレンダーに添って休日・休暇をとっていただくことになるという意味です。<br>農繁期には、休日・休暇日の設定が平常期と異なる形となりますが、いずれにしても、1ヶ月の研修時間が176時間となるよう調整されることになります。  |

(5) 研修について

| 質問  |  | 答え   |
|-----|--|--|
| Q 1 | 研修はどのような内容ですか？   | お試し期間のトライアル研修(2ヶ月)を経て、本格研修(10ヶ月)では、受入先の先進農家における栽培管理技術や経営ノウハウについて、より実践的に習得していただきます。<br>また、3ヶ月に1回程度、農業大学校等において開催する集合研修において、経営主としての心構え、就農準備の進め方等について学んでいただくとともに、大型特殊免許(農耕車限定)の取得のための技能研修も受講していただきます。            |
| Q 2 | 露地野菜の研修をしたいと考えております。<br>研修先については、当方の希望を踏まえて紹介していただけるのでしょうか？  | 就農品目や地域について、相談者の意向を踏まえた上で、当機構が研修先を選定します。   |
| Q 3 | 現在仕事をしており、研修生になれば、職場を辞めて鳥取へ生活の拠点を移さなければなりません。<br>トライアル研修で農業に向かないとわかっても、前の職場に戻ることはできず、たちまち生活に困ることとなりますが、その場合、他の職場を紹介してもらえるのでしょうか？ | この研修で、本人が農業に向いていないと判断されて研修継続を断念された場合、別の職場を紹介することはありません。<br>現在、仕事をされている方は、農業への転職については慎重に判断されることをお勧めします。<br>事前に来県されての農業体験等を希望される場合は、相談を承りますので、支援センターまでご連絡ください。   |
| Q 4 | トライアル研修終了後、本格研修に移行する場合、何か手続きが必要ですか？  | 本格研修への移行は、研修生の自己評価、研修指導員の評価等をもとに、機構理事長が適否を判断し、研修指導員及び研修生に結果をお知らせします。   |
| Q 5 | 追加研修は、希望すれば、研修できますか？   | 研修は、トライアル研修(2ヶ月)と本格研修(10ヶ月)の計12ヶ月が基本となります。<br>ただし、作目によっては、1年間の研修期間では、栽培技術の習得が困難な場合があります。<br>研修作目の内容、研修生の技術習得状況、研修意欲等を機構が総合的に判断・選考して、追加研修実施の可否を判定します。<br>なお、追加研修は1年間以内とし、就農条件が整った場合には、研修を終了し、就農していただくことになります。 |
| Q 6 | 研修中のアルバイトは可能ですか？   | 農業の知識習得につながる内容であり、機構理事長が認めた場合に限り、休日及び時間外にアルバイトをしていただくことも可能です。  |

(6) 生活面について

| 質問  |  | 答え  |
|-----|--|---|
| Q 1 | 鳥取県での1人1ヶ月のおおよその生活費はどのくらいですか？                      | あくまで統計上の数字ですが、総務省統計局による「社会・人口統計体系」(2020)によると、鳥取県の2人以上の世帯の1ヶ月あたりの消費支出額(いわゆる生活費)はおよそ29万円(全国11位)となっています。   |
| Q 2 | 生活資金の蓄えがありませんが、大丈夫ですか？                             | 研修中は機構の研修生ですが、雇用関係はなく給料の支払いもないため、研修期間中の生活費を準備していただく必要があります。さらに、研修終了後の進路が確定し、鳥取での新たな生活が軌道に乗るためには、生活のための蓄えが必要です。  |
| Q 3 | 住民票を異動しなければなりませんか？                                 | 採用決定後、トライアル研修が始まるまでに異動をお願いします。  |
| Q 4 | 住居は機構からの情報提供があるようですが、具体的には、いつ、どのように紹介してもらえるのでしょうか？ | まず、一次選考を通過された方に、住居に関する意向を把握させていただく書類を作成いただき、面接選考時に持参していただきます。二次選考を経て採用が決定した方に対し、意向をできるだけ踏まえた物件情報をご提供します。<br>なお、それら情報をもとにした不動産業者との調整、連絡等は、機構を介さず、直接行っていただくことになりますので、ご了解ください。 |
| Q 5 | 自家用車を持っていないのですが、通勤の交通機関はありますか？                     | 研修受入先のほとんどが、公共交通機関での通勤が困難な箇所になりますので、自家用車(できれば軽トラック)の用意が必要です。  |
| Q 6 | 街中に住んで、研修先へ通勤してもよいですか？                             | 研修に支障をきたすことのないよう、研修先の近くに住居を確保されることをお勧めしますが、研修先の場所によっては、近隣での住居確保が困難な場合もあります。したがって、通勤が可能な範囲で、研修先と離れた場所に住まいを確保されることもやむを得ないと考えます。   |

(7) 研修終了後について

| 質問  |   | 答え   |
|-----|---|--|
| Q 1 | 研修終了後は、鳥取に住む必要がありますか？   | 研修中に就農準備資金の交付を受けた方は、全国どこに就農されても返還はありませんが、鳥取県内での就農を目指す方のみを採用させていただきます。  |
| Q 2 | 一番気になるのは、研修後のことです。研修後のサポートはどのような体制になっていますか？<br>独立就農へ向けての支援はどうなっていますか？ | 就農地域や栽培作物の決定など、研修後の進路は、あくまでも研修生が主体的に行うことが基本です。<br>機構では、研修期間中に、研修生自らが目標とする営農方針を組み立て実践していけるよう、県(農業改良普及所等)、市町村、JAなど関係機関との連携のもと、情報共有しながら、研修終了後の進路相談に応じます。<br>市町村から就農認定を受けた場合は、営農に必要な機械や施設の補助等を受けることもできます。また、市町村によっては農地賃借料や空き家の賃借の支援を行っているところもあります。<br>就農後も、県や市町村、JAなどの関係機関が経営安定に向けた支援を行います。営農をスタートさせるには、ある程度の自己資金が必要です。また、地元とのコミュニケーションも大切となります。 |
| Q 3 | 農業法人等に一旦就業して、さらに技術を身につけてから独立自営就農することはできますか？                           | 本格研修又は追加研修終了後に、農業法人等へ就業されることは可能ですが、就農準備資金の交付を受けた場合は、一旦農業法人等に就業されても、就農後(法人等に就業した日)から5年以内に独立自営就農して青年等就農計画または農業経営改善計画の認定を受けなければ、交付を受けた資金の全額を返還していただくこととなりますので注意が必要です。   |
| Q 4 | 研修を途中でやめることはできますか？また、途中でやめる場合、助成金の返還等、何らかの罰則はありますか？                   | 原則として、事前研修及び2ヶ月のトライアル研修期間に、研修の中止、継続を判断していただきたいと思えます。仮に、トライアル研修又は本格・追加研修の途中で、特別な事情等で研修継続が困難な状況に陥った場合、中止することはやむを得ないと考えます。<br>場合によっては就農準備資金等の返還義務が生じます。((1)-Q3)   |